世界人権宣言より

第１条　すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第２条　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

人類は、20世紀における二つの世界大戦により、言語に絶する悲哀を受けました。こうした戦争の惨劇から将来の世代を救うという信念にもとづき、1945年に国際連合が設立されました。

国連の主要な使命の一つに、「人権の国際的な保障」があります。これらの戦争では様々な人権が踏みにじられ、多くの犠牲者を伴う蛮行が繰り返されました。戦争は最大の人権侵害であり、差別そのものなのです。

この反省に立ち、人権の保障が世界における自由と正義、そして平和の基礎であると考え、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として「世界人権宣言」を採択しました（1948年12月10日）。

「世界人権宣言」は、国際条約や各国の憲法に大きな影響を与え、日本国憲法においても、「基本的人権の尊重」を、「国民主権」と「平和主義」とともに基本理念の一つとして位置づけています。

人権を尊重することは、国政の根幹にかかわる理念そのものと言えるのです。

日本国憲法より

第１１条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第１４条　すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※享有・・・権利や能力などを、人が生まれながらに身につけ、持っていること。
※社会的身分・・・日本の歴史の中でつくられた身分制度にもとづく部落差別の存在を念頭においている。
※門地・・・家柄や門閥（過去の社会的勢力を基準に、家単位もしくは家族集団単位になされる社会的位置づけ）。